

保護者 各位

豊田市立高岡中学校長
豊田市立若林東小学校長
豊田市立若林西小学校長

地震・風水害等における児童生徒の登下校について（連絡）

保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、見だしのことについて、『豊田市立学校防災計画』にのっとり、下記のように対応をします。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

記

地震

1 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

（1）児童生徒が、自宅に居た場合

●学校から連絡があるまで自宅待機とする。

（2）児童生徒が、登下校中の場合

●学校より家が近い → 帰宅し、自宅待機

●家より学校が近い → 登校し、（3）の対応

（3）児童生徒が、学校に居た場合

①小学校は、保護者の迎えにより下校をする。

②中学校は、速やかに下校をする。

※上記①及び②は、きずなネットで学校から保護者への連絡ができない状況でも実施します。

2 その他

- ・児童生徒のお迎え時には、学校への電話連絡はせず、直接ご来校ください。情報収集や安全確認を優先するために、ご理解とご協力をお願いします。

【裏面に続きます】→

風水害

1 「県全域」「西三河北西部」「豊田市」「豊田市西部」に暴風警報・特別警報が発令された場合

- (1) 午前6時までに解除された場合 → 平常授業を実施します。
※ただし、登校が危険な場合は保護者の判断で自宅待機も可とします。
- (2) 午前6時を過ぎて解除されない場合 → 休校とします。
- (3) 児童生徒登校後に発令された場合 → 授業を中止し、速やかに下校します。

2 下記の(1)(2)に関する避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合

- (1) 土砂災害に関する気象情報が、高岡中学校区に発令された場合
- (2) 河川の氾濫に関する気象情報が、下記の対象区域のいずれかに発令された場合

・若林西町 　・若林東町 　・吉原町 　・高美町

●発令された区域を校区とする小中学校は、上記「1 暴風警報・特別警報が発令された場合」と同様の対応をします。

3 その他

- ・風水害等の影響により通学路が通行不能や通行危険な状態と判断された時は、児童生徒の登校を見合わせ、家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻になりません。
- ・天候の急変が予想されるような緊急の場合、暴風警報等が発令されていなくても、必要に応じて集団下校等の対応を行います。

＜問い合わせ＞

担当教頭

電話 52-7211

FAX 52-9663

＜参考＞ 給食の中止について

- ① 「暴風警報」及び警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、午前6時までに解除されていない場合、その日の給食は中止になります。
- ② 暴風警報等が予想される場合、前日でも給食中止の決定がなされることがあります。その際は、きずなネットでお知らせします。